

**ISDAクレジットデリバティブ定義集の改正に係る
CDS清算業務に関する業務方法書等の一部改正について**

I. 改正趣旨

当社のCDS清算業務における清算対象取引はISDAクレジットデリバティブ定義集に基づくCDS取引であり、債務負担後の清算約定も同定義集の適用を受けることとしている。

本年9月22日付で同定義集が改正されることに伴い、改正後の定義集に基づきCDS清算業務を行うことができるよう必要な手当てを行うこととし、CDS清算業務に関する業務方法書等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

1. ISDAクレジットデリバティブ定義集に係る規定の改正

(1) ISDAクレジットデリバティブ定義集の規定

- ・改正後の定義集を、ISDAクレジットデリバティブ定義集と規定する。
- ・改正前の定義集を、ISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版)と規定する。
- ・改正後の定義集における用語の読替えを別表1に定める。

(2) 新定義集移行前清算約定の取扱い

- ・施行日前に債務負担した清算約定等を新定義集移行前清算約定とし、改正前の定義集の適用を受けるものとする。
- ・上記にかかわらず、新定義集移行前清算約定は、当社が定める日より、改正後の定義集の適用を受けるものとする。

(3) クレジットイベント通知の制限

- ・改正後の定義集の適用を受ける清算約定については、リストラクチャリングのクレジットイベントに関しても、クレジットイベント通知を行うことができないこととする。

(4) アセットパッケージの引渡し

- ・現物決済を行う場合において、従前引渡可能債務に代えてアセットパッケージの引渡しを行う場合の規定を設ける。

(備考)

・ CDS清算業務に関する業務方法書(以下「業務方法書」という。)第2条及び別表1

・ 業務方法書第2条、第51条、CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い(以下「業務方法書の取扱い」という。)第37条

・ 業務方法書第51条の2、業務方法書の取扱い第37条の2

・ 業務方法書第83条、業務方法書の取扱い第54条、CDS清算受託契約第28条

・ 業務方法書の取扱い別表3、CDS清算受託契約

<p>(5) ショートチャージの取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社がリスク管理の観点から必要と認める場合には、各取引口座の清算約定のうち一の参照組織について、新定義集移行前清算約定における想定元本と改正後の定義集の適用を受ける清算約定における想定元本を相殺せずに算出した売超額に基づき、ショートチャージを計算するものとする。 ・上記のリスク管理の観点から必要と認めることについて、CDSリスク管理委員会への諮問事項とする。 <p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他所要の改正を行うこととする。 	<p>第2条及び第28条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務方法書の取扱い別表2 ・ CDSリスク管理委員会に関する規則
<p>2. 適格CDS取引の要件の変更等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適格CDS取引の要件の一つとして定めている、DS Matchにより照合され、かつTIWにより取引情報が記録されたCDS取引であることという要件を、適格CDS取引の要件ではなく債務負担等の申込方法として整理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務方法書の取扱い第10条
<p>Ⅲ. 施行日</p> <p>平成26年9月22日から施行する。</p>	

以 上

CDS清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. CDS清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表	2
2. CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	13
3. JSCC決定委員会規則の一部改正新旧対照表	28
4. CDS清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表	31
5. CDSリスク管理委員会に関する規則の一部改正新旧対照表	33

CDS清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及びISDAクレジットデリバティブ定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p><u>(20)の2 「新定義集移行前清算約定」とは、平成26年9月22日において存在するすべての清算約定及び適格CDS取引のうち当社が公示により定めるものを当社が平成26年9月22日以降に債務負担することにより成立する清算約定をいう。</u></p> <p>(21)～(64) (略)</p> <p>(65) 「ISDAクレジットデリバティブ定義集」とは、ISDAが<u>2014年</u>に公表した<u>2014 ISDA Credit Derivatives Definitions</u>（ISDAが公表した文書による変更、修正又は追加のうち当社が定めるものを含む。）をいう。</p> <p><u>(65)の2 「ISDAクレジットデリバティブ定義集（2003年版）」とは、ISDAが2003年に公表した2003 ISDA Credit Derivatives Definitions（ISDAが公表した文書による変更、修正又は追加のうち当社が定めるものを含む。）をいう。</u></p> <p>(66) 「STS」とは、<u>2014年9月</u>に公表された<u>iTraxx Asia/Pacific Untranch Standard Term</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及びISDAクレジットデリバティブ定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(21)～(64) (略)</p> <p>(65) 「ISDAクレジットデリバティブ定義集」とは、ISDAが<u>2003年</u>に公表した<u>2003 ISDA Credit Derivatives Definitions</u>（ISDAが公表した文書による変更、修正又は追加のうち当社が定めるものを含む。）をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(66) 「STS」とは、<u>2010年11月</u>に公表された<u>iTraxx Japan Untranch Standard Term</u></p>

<p><u>Standard Terms Supplement</u> (公表された文書による変更、修正又は追加のうち当社が定めるものを含む。)をいう。</p> <p>(67) 「<u>STS (2010年版)</u>」とは、<u>2010年11月に公表されたiTraxx Japan Untranch Standard Terms Supplement</u> (公表された文書による変更、修正又は追加のうち当社が定めるものを含む。)をいう。</p> <p>(68) 「<u>2003年版清算約定</u>」とは、<u>第51条第1項の規定により、ISDAクレジットデリバティブ定義集 (2003年版) が適用される清算約定</u>をいう。</p>	<p><u>s Supplement</u> (公表された文書による変更、修正又は追加のうち当社が定めるものを含む。)をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>2 本業務方法書等において使用する用語のうち別表1の「用語」欄に掲げる用語は、それぞれ同表の「条項」欄に掲げるISDAクレジットデリバティブ定義集の規定に係る「ISDAクレジットデリバティブ定義集」欄に掲げる用語をいうものとする。</p>	<p>2 本業務方法書等において使用する用語のうち別表の「用語」欄に掲げる用語は、それぞれ同表の「条項」欄に掲げるISDAクレジットデリバティブ定義集の規定に係る「ISDAクレジットデリバティブ定義集」欄に掲げる用語をいうものとする。</p>
<p>3 前項の規定にかかわらず、<u>2003年版清算約定</u>については、本業務方法書等において使用する用語のうち別表2の「用語」欄に掲げる用語は、それぞれ同表の「条項」欄に掲げるISDAクレジットデリバティブ定義集 (2003年版) の規定に係る「ISDAクレジットデリバティブ定義集 (2003年版)」欄に掲げる用語をいうものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 金融商品取引法又はISDAクレジットデリバティブ定義集 (2003年版清算約定) については、<u>ISDAクレジットデリバティブ定義集 (2003年版)</u> における用語の意義と本業務方法書等における用語の意義が異なる場合には、本業務方法書等における用語の意義が優先する。</p>	<p>3 金融商品取引法又はISDAクレジットデリバティブ定義集における用語の意義と本業務方法書等における用語の意義が異なる場合には、本業務方法書等における用語の意義が優先する。</p>

<p>(清算約定の内容)</p> <p>第51条 清算約定は、本業務方法書等、<u>ISDA基本契約及びISDAクレジットデリバティブ定義集（新定義集移行前清算約定については、ISDAクレジットデリバティブ定義集（2003年版））</u>の適用を受けるものとし、清算参加者間で締結された2002 ISDA Master Agreement（Scheduleを含む。）その他の店頭デリバティブ取引に関する基本的事項を定めた基本契約（当社が定めるものに限る。）その他本業務方法書等に定めのない清算参加者間の合意（適格CDS取引の当事者であった清算参加者間で締結されたコンファメーションを含むが、これに限られない。）は、清算約定には一切適用されないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項及び次条第1項の規定により清算約定に対してISDA基本契約及びISDAクレジットデリバティブ定義集又はISDAクレジットデリバティブ定義集（2003年版）</u>を適用するにあたり必要な読替えその他の事項は、当社が定める。</p> <p>4 <u>ISDA基本契約、ISDAクレジットデリバティブ定義集又はISDAクレジットデリバティブ定義集（2003年版）</u>の規定が本業務方法書等の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、本業務方法書等の規定が優先する。</p>	<p>(清算約定の内容)</p> <p>第51条 清算約定は、本業務方法書等、ISDA基本契約及びISDAクレジットデリバティブ定義集の適用を受けるものとし、清算参加者間で締結された2002 ISDA Master Agreement（Scheduleを含む。）その他の店頭デリバティブ取引に関する基本的事項を定めた基本契約（当社が定めるものに限る。）その他本業務方法書等に定めのない清算参加者間の合意（適格CDS取引の当事者であった清算参加者間で締結されたコンファメーションを含むが、これに限られない。）は、清算約定には一切適用されないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により清算約定に対してISDA基本契約及びISDAクレジットデリバティブ定義集を適用するにあたり必要な読替えその他の事項は、当社が定める。</p> <p>4 ISDA基本契約又はISDAクレジットデリバティブ定義集の規定が本業務方法書等の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、本業務方法書等の規定が優先する。</p>
<p>(新定義集移行前清算約定の内容の変更)</p> <p>第51条の2 <u>前条第1項の規定にかかわらず、</u> <u>当社は、当社が公示により定める日において存在する新定義集移行前清算約定（当社が定めるものを除く。）</u>について、当該日以降、<u>ISDAクレジットデリバティブ定義集（2003年版）</u>に代えて、<u>ISDAクレジットデリバティブ</u></p>	<p>(新設)</p>

<p><u>ブ定義集の適用を受けるものとする</u>ことができる。</p>	
<p>2 <u>前項の規定により I S D A クレジットデリバティブ定義集の適用を受けることとなった新定義集移行前清算約定のうち当社が定める部分については、前項の規定にかかわらず、引き続き I S D A クレジットデリバティブ定義集（2003年版）の適用を受けるものとする。この場合において、当該部分は本業務方法書等中2003年版清算約定に係る規定（当社が定める規定を除く。）を適用する。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>3 <u>第1項の規定により I S D A クレジットデリバティブ定義集の適用を受けることとなった新定義集移行前清算約定の内容の変更その他の必要な事項は、同項に規定するほか、当社が定めるところによる。</u></p> <p>（クレジットイベント通知等）</p>	<p>（新設）</p> <p>（クレジットイベント通知等）</p>
<p>第83条 当社及び清算参加者は、クレジットイベントに関しては、清算約定についてのクレジットイベント通知を行う権利を有しないものとする。ただし、本項の規定は、清算約定の内容に従い、クレジットイベント通知が行われたとみなされることを妨げるものではない。</p>	<p>第83条 当社及び清算参加者は、<u>リストラクチャリング以外のクレジットイベント</u>に関しては、清算約定についてのクレジットイベント通知を行う権利を有しないものとする。ただし、本項の規定は、清算約定の内容に従い、クレジットイベント通知が行われたとみなされることを妨げるものではない。</p>
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2003年版清算約定については、当社及び清算参加者は、クレジットイベント（リストラクチャリングに限る。）に関して、2003年版清算約定についてのクレジットイベント通知を行う権利を有するものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>3 当社は、第81条の規定によりある<u>2003年版清算約定及び参照組織（又はそのオブレーション）</u>についてクレジットイベント（リストラクチャリングに限る。）を構成する事由の発生が決定された場合において、清算参加者か</p>	<p>2 当社は、第81条の規定によりある<u>清算約定及び参照組織（又はそのオブレーション）</u>についてクレジットイベント（リストラクチャリングに限る。）を構成する事由の発生が決定された場合において、清算参加者から清算約定に</p>

ら清算約定に関するクレジットイベント通知を受領したときは、その反対清算約定の当事者である清算参加者に対し、遅滞なくクレジットイベント通知を行う。

4 (略)

5 (略)

第2節 承継日

(承継日等の決定)

第84条 清算約定の参照組織に係る次の事項（以下「承継日等」という。）は、当社が決定する。

(1) ISDAクレジットデリバティブ定義集上の承継日又はISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版)上の承継事由の発生に関する事項

(2) (略)

2 前項の規定による当社の決定は、承継日等に関し、ISDA決定委員会の決定がなされた場合に、当該決定をもって当社の決定とすることにより行う。

3 前項の規定にかかわらず、ISDAに対してISDA決定委員会の招集が要請され、かつ、これに対してISDA決定委員会が判断しない又は審議しないと決定した旨をISDAが公表した場合であってISDA決定委員会の審議の状況から当該決定に基づくことができないと当社が判断したとき又はISDA決定委員会若しくはISDA決定委員会セクレタリーとしてのISDAがこれらの判断若しくは公表を行うことができない状況にあると当社が判断したときに限り、当社は、第86条に規定するJSCC決定委員会の決定に基づき、承継日等の決定を行う。ただし、JSCC決定委員会の決定後に同一の承継日等に関してISDA決定委員会の

に関するクレジットイベント通知を受領したときは、その反対清算約定の当事者である清算参加者に対し、遅滞なくクレジットイベント通知を行う。

3 (略)

4 (略)

第2節 承継事由

(承継事由等の決定)

第84条 清算約定の参照組織に係る次の事項

(以下「承継事由等」という。)は、当社が決定する。

(1) 承継事由を構成する事由の発生に関する事項

(2) (略)

2 前項の規定による当社の決定は、承継事由等に関し、ISDA決定委員会の決定がなされた場合に、当該決定をもって当社の決定とすることにより行う。

3 前項の規定にかかわらず、ISDAに対してISDA決定委員会の招集が要請され、かつ、これに対してISDA決定委員会が判断しない又は審議しないと決定した旨をISDAが公表した場合であってISDA決定委員会の審議の状況から当該決定に基づくことができないと当社が判断したとき又はISDA決定委員会若しくはISDA決定委員会セクレタリーとしてのISDAがこれらの判断若しくは公表を行うことができない状況にあると当社が判断したときに限り、当社は、第86条に規定するJSCC決定委員会の決定に基づき、承継事由等の決定を行う。ただし、JSCC決定委員会の決定後に同一の承継事由等に関してISDA決定委員

決定がなされた場合には、J S C C 決定委員会の当該決定にかかわらず、当該 I S D A 決定委員会の決定を当社の決定とする（当社が定める場合を除く。）。

4 （略）

5 当社は、承継日等について決定をした場合には、直ちにその旨を公表する。

（承継日又は承継事由の発生が決定された参照組織を対象とする清算約定の取扱い）

第 8 5 条 前条の規定によりある参照組織について承継日又は承継事由が決定された場合、当該参照組織を対象とする清算約定は、承継者を参照組織とする清算約定として存続する。

（J S C C 決定委員会の権限等）

第 8 6 条 当社は、当社の諮問委員会として、クレジットイベント重要事項、承継日等その他当社が規則で定める事項を決定するための J S C C 決定委員会を設置する。

2～4 （略）

（第三階層特別清算料による損失の補填）

第 1 0 5 条 破綻処理損失について、第 1 0 4 条に定めるところによってもなお補填することができない損失がある場合には、破綻認定日における破綻清算参加者以外のすべての清算参加者（以下本条において「第三階層特別清算料負担参加者」という。）は、当社が規則で定めるところにより、第三階層特別清算料を当社に支払う義務を負う。この場合において、当社は、第三階層特別清算料負担参加者から支払いを受けた第三階層特別清算料をもって、当該損失を補填する。

2 （略）

会の決定がなされた場合には、J S C C 決定委員会の当該決定にかかわらず、当該 I S D A 決定委員会の決定を当社の決定とする（当社が定める場合を除く。）。

4 （略）

5 当社は、承継事由等について決定をした場合には、直ちにその旨を公表する。

（承継事由の発生が決定された参照組織を対象とする清算約定の取扱い）

第 8 5 条 前条の規定によりある参照組織について承継事由が決定された場合、当該参照組織を対象とする清算約定は、承継者を参照組織とする清算約定として存続する。

（J S C C 決定委員会の権限等）

第 8 6 条 当社は、当社の諮問委員会として、クレジットイベント重要事項、承継事由等その他当社が規則で定める事項を決定するための J S C C 決定委員会を設置する。

2～4 （略）

（第三階層特別清算料による損失の補填）

第 1 0 5 条 破綻処理損失について、1 0 4 条に定めるところによってもなお補填することができない損失がある場合には、破綻認定日における破綻清算参加者以外のすべての清算参加者（以下本条において「第三階層特別清算料負担参加者」という。）は、当社が規則で定めるところにより、第三階層特別清算料を当社に支払う義務を負う。この場合において、当社は、第三階層特別清算料負担参加者から支払いを受けた第三階層特別清算料をもって、当該損失を補填する。

2 （略）

<p>(準拠法)</p> <p>第126条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の「清算約定の取引条件」とは、清算約定に適用される規定又は条項であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ISDA基本契約、ISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版清算約定については、ISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版))及びSTS(2003年版清算約定については、STS(2010年版))の各条項(ISDA関連取扱文書による変更、修正又は追加を含む。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年9月22日から施行する。</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>条項</th> <th>ISDAクレジットデリバティブ定義集</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレジット・デフォルト・スワップ取引</td> <td>1. 1</td> <td>Credit Derivative Transaction</td> </tr> <tr> <td>コンファメーション</td> <td>1. 2</td> <td>Confirmation</td> </tr> <tr> <td>買い手</td> <td>1. 3</td> <td>Buyer</td> </tr> <tr> <td>売り手</td> <td>1. 4</td> <td>Seller</td> </tr> <tr> <td>計算代理人</td> <td>1. 5</td> <td>Calculation Agent</td> </tr> <tr> <td>ISDA決定委員会</td> <td>1. 6</td> <td>Credit Derivatives Determinations Committee</td> </tr> <tr> <td>ISDA決定委員会の決定</td> <td>1. 12</td> <td>DC Resolution</td> </tr> </tbody> </table>	用語	条項	ISDAクレジットデリバティブ定義集	クレジット・デフォルト・スワップ取引	1. 1	Credit Derivative Transaction	コンファメーション	1. 2	Confirmation	買い手	1. 3	Buyer	売り手	1. 4	Seller	計算代理人	1. 5	Calculation Agent	ISDA決定委員会	1. 6	Credit Derivatives Determinations Committee	ISDA決定委員会の決定	1. 12	DC Resolution	<p>(準拠法)</p> <p>第126条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の「清算約定の取引条件」とは、清算約定に適用される規定又は条項であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ISDA基本契約、ISDAクレジットデリバティブ定義集及びSTSの各条項(ISDA関連取扱文書による変更、修正又は追加を含む。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>
用語	条項	ISDAクレジットデリバティブ定義集																							
クレジット・デフォルト・スワップ取引	1. 1	Credit Derivative Transaction																							
コンファメーション	1. 2	Confirmation																							
買い手	1. 3	Buyer																							
売り手	1. 4	Seller																							
計算代理人	1. 5	Calculation Agent																							
ISDA決定委員会	1. 6	Credit Derivatives Determinations Committee																							
ISDA決定委員会の決定	1. 12	DC Resolution																							

<u>取引日</u>	<u>1. 13</u>	<u>T r a d e D a t e</u>
<u>予定終了日</u>	<u>1. 14</u>	<u>S c h e d u l e d T e r m i n a t i o n D a t e</u>
<u>終了日</u>	<u>1. 15</u>	<u>T e r m i n a t i o n D a t e</u>
<u>事由発生決定日</u>	<u>1. 16</u>	<u>E v e n t D e t e r m i n a t i o n D a t e</u>
<u>通知交付期間</u>	<u>1. 23</u>	<u>N o t i c e D e l i v e r y P e r i o d</u>
<u>放棄後追加期間</u>	<u>1. 24</u>	<u>P o s t D i s m i s s a l A d d i t i o n a l P e r i o d</u>
<u>イベント判定リクエスト日</u>	<u>1. 30</u>	<u>C r e d i t E v e n t R e s o l u t i o n R e q u e s t D a t e</u>
<u>クレジットイベント通知</u>	<u>1. 32</u>	<u>C r e d i t E v e n t N o t i c e</u>
<u>公開情報の通知</u>	<u>1. 34</u>	<u>N o t i c e o f P u b l i c l y A v a i l a b l e I n f o r m a t i o n</u>
<u>公開情報</u>	<u>1. 35 (a)</u>	<u>P u b l i c l y A v a i l a b l e I n f o r m a t i o n</u>
<u>クレジットイベントバックストップ日</u>	<u>1. 39</u>	<u>C r e d i t E v e n t B a c k s t o p D a t e</u>
<u>延期日</u>	<u>1. 40</u>	<u>E x t e n s i o n D a t e</u>
<u>計算代理人都市</u>	<u>1. 43</u>	<u>C a l c u l a t i o n A g e n t C i t y</u>
<u>営業日</u>	<u>1. 51</u>	<u>B u s i n e s s D a y</u>
<u>最終リスト</u>	<u>1. 54</u>	<u>F i n a l L i s t</u>
<u>参照組織</u>	<u>2. 1</u>	<u>R e f e r e n c e E n t i t y</u>
<u>承継者</u>	<u>2. 2 (a)</u>	<u>S u c c e s s o r</u>
<u>承継日</u>	<u>2. 2 (j)</u>	<u>S u c c e s s i o</u>

		<u>n Date</u>
<u>承継者バックストップ日</u>	<u>2. 2 (k)</u>	<u>Successor Backstop Date</u>
<u>承継者通知</u>	<u>2. 2 (m)</u>	<u>Successor Notice</u>
<u>参照債務</u>	<u>2. 5</u>	<u>Reference Obligation</u>
<u>代替参照債務</u>	<u>2. 10</u>	<u>Substitute Reference Obligation</u>
<u>オブリゲーション</u>	<u>3. 1</u>	<u>Obligation</u>
<u>引渡可能債務</u>	<u>3. 2</u>	<u>Deliverable Obligation</u>
<u>従前引渡可能債務</u>	<u>3. 3</u>	<u>Prior Deliverable Obligation</u>
<u>ローン</u>	<u>3. 13 (a) (v)</u>	<u>Loan</u>
<u>クレジットイベント</u>	<u>4. 1</u>	<u>Credit Event</u>
<u>バンクランプシー</u>	<u>4. 2</u>	<u>Bankruptcy</u>
<u>支払不履行</u>	<u>4. 5</u>	<u>Failure to Pay</u>
<u>リストラクチャリング</u>	<u>4. 7</u>	<u>Restructuring</u>
<u>クレジットイベント決済</u>	<u>5. 1</u>	<u>Settlement</u>
<u>クレジットイベント決済日</u>	<u>5. 3</u>	<u>Settlement Date</u>
<u>クレジットイベント決済通貨</u>	<u>5. 4</u>	<u>Settlement Currency</u>
<u>代替決済方法</u>	<u>5. 5</u>	<u>Fallback Settlement Method</u>
<u>参照価格</u>	<u>5. 6</u>	<u>Reference Price</u>
<u>入札決済</u>	<u>6. 1</u>	<u>Auction Settlement</u>
<u>入札決済日</u>	<u>6. 3</u>	<u>Auction Settlement</u>

		<u>Date</u>
<u>入札決済金額</u>	<u>6. 4</u>	<u>Auction Settlement Amount</u>
<u>クレジットデリバティブ入札決済条項</u>	<u>6. 7</u>	<u>Credit Derivatives Auction Settlement Terms</u>
<u>現金決済</u>	<u>7. 1</u>	<u>Cash Settlement</u>
<u>現物決済</u>	<u>8. 1</u>	<u>Physical Settlement</u>
<u>現物決済通知</u>	<u>8. 2</u>	<u>Notice of Physical Settlement</u>
<u>現物決済修正通知</u>	<u>8. 2</u>	<u>NOPS Amendment Notice</u>
<u>アセットパッケージ</u>	<u>8. 5</u>	<u>Asset Package</u>
<u>引渡し</u>	<u>8. 12</u>	<u>Deliver</u>
<u>引渡日</u>	<u>8. 16</u>	<u>Delivery Date</u>
<u>現物決済金額</u>	<u>8. 18</u>	<u>Physical Settlement Amount</u>
<u>現物決済期間</u>	<u>8. 19</u>	<u>Physical Settlement Period</u>
<u>引渡不能債務</u>	<u>9. 1</u>	<u>Undeliverable Obligations</u>
<u>最終現物決済可能日</u>	<u>9. 5</u>	<u>Latest Permissible Physical Settlement Date</u>
<u>部分現金決済条項</u>	<u>9. 6</u>	<u>Partial Cash Settlement Terms</u>
<u>インディカティブ・クォーテーション</u>	<u>9. 6 (1)</u>	<u>Indicative Quotation</u>
<u>イニシャルペイメント</u>	<u>12. 3</u>	<u>Initial Payment Am</u>

金額		<u>o u n t</u>
固定金額	<u>1 2 . 5</u>	<u>F i x e d A m o u n t</u>
固定金利支 払人計算金 額	<u>1 2 . 7</u>	<u>F i x e d R a t e P a y e r C a l c u l a t i o n A m o u n t</u>
開始日	<u>1 2 . 1 0</u>	<u>E f f e c t i v e D a t e</u>
固定金利支 払人支払日	<u>1 2 . 1 1</u>	<u>F i x e d R a t e P a y e r P a y m e n t D a t e</u>
固定金利	<u>1 2 . 1 3</u>	<u>F i x e d R a t e</u>
変動金利支 払人計算金 額	<u>1 2 . 1 7</u>	<u>F l o a t i n g R a t e P a y e r C a l c u l a t i o n A m o u n t</u>

別表 2

用語	条項	I S D A クレジット デリバティブ定義集
(略)		
<u>取引日</u>	<u>1 . 5</u>	<u>T r a d e D a t e</u>
(略)		
(略)	(略)	<u>C r e d i t D e r i v a t i v e s D e t e r m i n a t i o n s C o m m i t t e e s</u>
(略)		
(略)	(略)	<u>U n d e l i v e r a b l e O b l i g a t i o n s</u>
(略)		
(略)	(略)	<u>I n d i c a t i v e Q u o t a t i o n</u>
(略)		

別表

用語	条項	I S D A クレジット デリバティブ定義集
(略)		
(新設)		
(略)		
(略)	(略)	<u>C r e d i t D e r i v a t i v e s D e t e r m i n a t i o n C o m m i t t e e s</u>
(略)		
(略)	(略)	<u>U n d e l i v e r a b l e O b l i g a t i o n s</u>
(略)		
(略)	(略)	<u>I n d i c a t i v e Q u o t a t i o n s</u>
(略)		

CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(適格CDS取引の要件)</p> <p>第10条 業務方法書第2条第1項第39号に規定する当社が定める要件は、次に掲げるすべての要件（有価証券等清算取次ぎの委託に基づいて成立する清算参加者間のCDS取引及び損失回避取引については、第1号を除くすべての要件）とする。</p> <p>(1) 第37条第1項各号に掲げる店頭デリバティブ取引に関する基本的事項を定めた基本契約及びISDAクレジットデリバティブ定義集（当社が公示により指定する銘柄については、ISDAクレジットデリバティブ定義集（2003年版））に基づくCDS取引であること。</p> <p>(削る)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(ISDA関連取扱文書の指定)</p> <p>第13条 業務方法書第2条第1項第63号に規定する当社が定める文書は、次の各号に掲げる本規則の規定に基づき、当該各号に掲げる事項に関し、当社が清算参加者への通知又は公示により定めた文書とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第37条第3項第2号 清算約定に対</p>	<p>(適格CDS取引の要件)</p> <p>第10条 業務方法書第2条第1項第39号に規定する当社が定める要件は、次に掲げるすべての要件（有価証券等清算取次ぎの委託に基づいて成立する清算参加者間のCDS取引及び損失回避取引については、第1号及び第2号を除くすべての要件）とする。</p> <p>(1) 第37条第1項各号に掲げる店頭デリバティブ取引に関する基本的事項を定めた基本契約及びISDAクレジットデリバティブ定義集に基づくCDS取引であること。</p> <p><u>(2) MarketSERV, LLCの提供するDS Matchにより照合され、かつTIWによりその取引情報が記録されたCDS取引であること。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>(ISDA関連取扱文書の指定)</p> <p>第13条 業務方法書第2条第1項第63号に規定する当社が定める文書は、次の各号に掲げる本規則の規定に基づき、当該各号に掲げる事項に関し、当社が清算参加者への通知又は公示により定めた文書とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第37条第3項第2号 清算約定に対</p>

<p>してISDA基本契約、ISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版清算約定については、ISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版)及びSTS(2003年版清算約定については、STS(2010年版))を適用するにあたり必要な読替えに関する事項</p>	<p>してISDA基本契約、ISDAクレジットデリバティブ定義集及びSTSを適用するにあたり必要な読替えに関する事項</p>
<p>(2) の2 <u>第37条の2第2項 業務方法書第51条の2第1項の規定によりISDAクレジットデリバティブ定義集の適用を受けることとなった新定義集移行前清算約定に対してSTS(2010年版)を適用するにあたり必要な読替えに関する事項</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>(ISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版)の変更、修正又は追加に係る当社の指定)</p>	<p>(ISDAクレジットデリバティブ定義集の変更、修正又は追加に係る当社の指定)</p>
<p>第14条 業務方法書第2条第1項第65号の2に規定する当社が定める2003 ISDA Credit Derivatives Definitionsの変更、修正又は追加は、ISDAが公表した次に掲げる文書による変更、修正又は追加とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第14条 業務方法書第2条第1項第65号に規定する当社が定める2003 ISDA Credit Derivatives Definitionsの変更、修正又は追加は、ISDAが公表した次に掲げる文書による変更、修正又は追加とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(STSに係る当社の指定)</p>	<p>(STSに係る当社の指定)</p>
<p>第15条 業務方法書第2条第1項第66号に規定する当社が定める<i>iTraxx Asia/Pacific Untranch Standard Terms Supplement</i>の変更、修正又は追加及び同第67号に規定する当社が定める<i>iTraxx Japan Untranch Standard Terms Supplement</i>の変更、修正又は追加は、当社が公示により指定する文書に</p>	<p>第15条 業務方法書第2条第1項第66号に規定する当社が定める<i>iTraxx Japan Untranch Standard Terms Supplement</i>の変更、修正又は追加は、当社が公示により指定する文書による変更、修正又は追加とする。</p>

よる変更、修正又は追加とする。

(債務負担に係る条件等)

第36条 (略)

2 業務方法書第49条第1項に規定する当社が定める時点は、前条第2項に規定する時刻の属する日の翌当社営業日（当該日が固定金利支払人支払日又は固定金利支払人支払日がISDAクレジットデリバティブ定義集Section 1.53（2003年版清算約定については、ISDAクレジットデリバティブ定義集（2003年版）Section 2.11）に従って繰り延べられ固定金額を授受する日である場合にはその翌当社営業日、当該日が固定金利支払人支払日の前当社営業日である場合には固定金利支払人支払日の翌当社営業日）の午後4時とする。

3 (略)

(清算約定の内容等)

第37条 (略)

2 インデックスCDS取引である清算約定にはSTS（2003年版清算約定については、STS（2010年版））を適用するものとし、STSの各条項は当該清算約定の内容を構成する。

3 業務方法書第51条第1項、前項及び次条第2項の規定により清算約定に対してISDA基本契約、ISDAクレジットデリバティブ定義集（新定義集移行前清算約定については、ISDAクレジットデリバティブ定義集（2003年版））及びSTS（2003年版清算約定については、STS（2010年版））を適用するにあたり必要な読替えその他の事項は、次に定めるとおりとする。

(1) (略)

(債務負担に係る条件等)

第36条 (略)

2 業務方法書第49条第1項に規定する当社が定める時点は、前条第2項に規定する時刻の属する日の翌当社営業日（当該日が固定金利支払人支払日又は固定金利支払人支払日がISDAクレジットデリバティブ定義集Section 2.11に従って繰り延べられ固定金額を授受する日である場合にはその翌当社営業日、当該日が固定金利支払人支払日の前当社営業日である場合には固定金利支払人支払日の翌当社営業日）の午後4時とする。

3 (略)

(清算約定の内容等)

第37条 (略)

2 インデックスCDS取引である清算約定にはSTSを適用するものとし、STSの各条項は当該清算約定の内容を構成する。

3 業務方法書第51条第1項及び前項の規定により清算約定に対してISDA基本契約、ISDAクレジットデリバティブ定義集及びSTSを適用するにあたり必要な読替えその他の事項は、次に定めるとおりとする。

(1) (略)

<p>(2) 前号に規定するほか、清算約定に対してISDA基本契約、ISDAクレジットデリバティブ定義集<u>(新定義集移行前清算約定については、ISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版))及びSTS(2003年版清算約定についてはSTS(2010年版))</u>を適用するにあたり必要な読替えは、当社が公示により定めるところによる。</p>	<p>(2) 前号に規定するほか、清算約定に対してISDA基本契約、ISDAクレジットデリバティブ定義集及びSTSを適用するにあたり必要な読替えは、当社が公示により定めるところによる。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p><u>(新定義集移行前清算約定の内容の変更)</u></p>	
<p><u>第37条の2 業務方法書第51条の2第1項に規定する当社が定めるものは、インデックスCDS取引以外のCDS取引であって、当社が公示により定める参照組織を対象とする新定義集移行前清算約定とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、業務方法書第51条の2第1項の規定によりISDAクレジットデリバティブ定義集の適用を受けることとなった新定義集移行前清算約定には、STS(2010年版)を適用するものとし、必要な読替えは、当社が公示により定めるところによる。当該読替え後のSTS(2010年版)の各条項は、新たに当該新定義集移行前清算約定の内容を構成する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>3 業務方法書第51条の2第2項に規定する当社が定める部分は、インデックスCDS取引について当社が公示により定める参照組織を対象とする部分とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>4 業務方法書第51条の2第2項に規定する当社が定める規定は、業務方法書第126条第3項、本規則第13条第2号、前条第2項及び第3項とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>5 前各項に定めるほか、新定義集移行前清算約定の内容の変更その他の必要な事項は、当社が公示により定める。</u></p>	<p>(新設)</p>

(清算取次原取引の要件)

第40条 業務方法書第54条第3項第1号cに規定する当社の定める清算取次原取引の要件は、次のすべての要件とする。

- (1) ISDAクレジットデリバティブ定義集 (当社が公示により指定する銘柄については、ISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版)) に基づく指定銘柄のCDS取引であること。
- (2) 想定元本及びクレジットイベント決済通貨が円建てのCDS取引であること。
- (3) ~ (5) (略)

(クレジットイベント通知の方法)

第54条 業務方法書第83条第5項に規定するクレジットイベント通知の方法は、次に定めるとおりとする。

- (1) JSCC決定委員会がクレジットイベント(リストラクチャリングに限る。以下本条において同じ。)を構成する事由の発生を決定した場合において、クレジットイベントを構成する事由の発生が決定された参照組織(又はそのオブリゲーション)を対象とする清算約定(2003年版清算約定に限る。)の当事者である清算参加者が当該清算約定についてクレジットイベント通知を送付する場合には、当該決定の日から起算して21日間以内に、当社に対するクレジットイベント通知をしなければならない。
- (2) ・ (3) (略)

(承継日等についてJSCC決定委員会の決定による場合)

第57条 業務方法書第84条第3項に規定する当社が定める場合は、承継日等が決定された後

(清算取次原取引の要件)

第40条 業務方法書第54条第3項第1号cに規定する当社の定める清算取次原取引の要件は、次のすべての要件とする。

- (1) 指定銘柄のCDS取引であること。
- (2) 想定元本及び決済通貨が円建てのCDS取引であること。
- (3) ~ (5) (略)

(クレジットイベント通知の方法)

第54条 業務方法書第83条第4項に規定するクレジットイベント通知の方法は、次に定めるとおりとする。

- (1) JSCC決定委員会がクレジットイベント(リストラクチャリングに限る。以下本条において同じ。)を構成する事由の発生を決定した場合において、クレジットイベントを構成する事由の発生が決定された参照組織(又はそのオブリゲーション)を対象とする清算約定の当事者である清算参加者が当該清算約定についてクレジットイベント通知を送付する場合には、当該決定の日から起算して21日間以内に、当社に対するクレジットイベント通知をしなければならない。
- (2) ・ (3) (略)

(承継事由等についてJSCC決定委員会の決定による場合)

第57条 業務方法書第84条第3項に規定する当社が定める場合は、承継事由等が決定された

に、当該決定が行われた参照組織を対象とする清算約定について、入札決済における最終価格が決定した場合又は別表 3 に定めるところにより当該清算約定が終了した場合とする。

付 則

この改正規定は、平成 26 年 9 月 22 日から施行する。

別表 2 当初証拠金所要額の算出方法

- 1 清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額
清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額は、自己取引口座ごとに、次の計算式により算出される額の合計額とする。ただし、当社が市場環境を踏まえ必要と認める場合には、当該額を臨時に変更することができる。なお、計算式における用語の意義は、次の a から e に定めるとおりとする。

清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額
＝当初証拠金基礎基準額＋ショートチャージ＋ビッド・オファーチャージ＋クレジットイベント証拠金＋シングルネーム証拠金

a (略)

b ショートチャージとは、各自己取引口座の清算約定について、参照組織ごとの売超額（売り手である銘柄における当該参照組織に係る想定元本の総額から買い手である銘柄における当該参照組織に係る想定元本の総額を控除した額をいう。ただし、当社が公示により定める場合には、2003年版清算約定以外の清算約定に係る当該額をいう（当該参照組織の信用力について相当悪化したと当社が公示により定める場合又は清算参加者から当社に要請があった場合において、当社がリスク管理の観点から必要と認めるときに限る。））が最も大きい

後に、当該決定が行われた参照組織を対象とする清算約定について、入札決済における最終価格が決定した場合又は別表 3 に定めるところにより当該清算約定が終了した場合とする。

別表 2 当初証拠金所要額の算出方法

- 1 清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額
清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額は、自己取引口座ごとに、次の計算式により算出される額の合計額とする。ただし、当社が市場環境を踏まえ必要と認める場合には、当該額を臨時に変更することができる。なお、計算式における用語の意義は、次の a から e に定めるとおりとする。

清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額
＝当初証拠金基礎基準額＋ショートチャージ＋ビッド・オファーチャージ＋クレジットイベント証拠金＋シングルネーム証拠金

a (略)

b ショートチャージとは、各自己取引口座の清算約定について、参照組織ごとの売超額（売り手である銘柄における当該参照組織に係る想定元本の総額から買い手である銘柄における当該参照組織に係る想定元本の総額を控除した額をいう。）が最も大きい参照組織について、当該参照組織の売超額に 0.8 を乗じた額をいう。

参照組織について、当該参照組織の売超額に
0.8を乗じた額をいう。

c・d (略)

e シングルネーム証拠金とは、ある参照組織に
ついてクレジットイベント（リストラクチャリン
グに限る。）の発生が決定された場合において当
社がその都度定める期間適用する、各自己取引口
座の当該参照組織を対象とする清算約定（2003
年版清算約定に限る。以下本eにおいて同じ。）
について、次の（a）及び（b）に掲げる区分に
応じ、当該（a）及び（b）に定める額をいう。

（a）・（b） (略)

2 (略)

別表3 現物決済の方法等

1 定義

本別表において使用する用語の意義は、次に定
めるとおりとする。

（1） 「現物決済対象清算約定」とは、いず
れかのクレジットイベントについて（200
3年版清算約定の場合は、リストラクチャリ
ング以外のクレジットイベントについて）ク
レジットイベント発生発表が生じ、かつIS
DAクレジットデリバティブ定義集Secti
on 6.1（2003年版清算約定につ
いては、ISDAクレジットデリバティブ定
義集（2003年版）Section12.
1）に定める事由の一が生じたことにより、
代替決済方法により決済されるべき清算約定
又はリストラクチャリングについてクレジット
イベント発生発表が生じた後、当事者がク
レジットイベント通知を行ったことにより事
由発生決定日が生じ、かつISDAクレジット
デリバティブ定義集（2003年版）S e
c t i o n 1 2 . 1 に定める事由の一が生

c・d (略)

e シングルネーム証拠金とは、ある参照組織に
ついてクレジットイベント（リストラクチャリン
グに限る。）の発生が決定された場合において当
社がその都度定める期間適用する、各自己取引口
座の当該参照組織を対象とする清算約定につい
て、次の（a）及び（b）に掲げる区分に応じ、
当該（a）及び（b）に定める額をいう。

（a）・（b） (略)

2 (略)

別表3 現物決済の方法等

1 定義

本別表において使用する用語の意義は、次に定
めるとおりとする。

（1） 「現物決済対象清算約定」とは、リス
トラクチャリング以外のクレジットイベント
についてクレジットイベント発生発表が生
じ、かつISDAクレジットデリバティブ定
義集S e c t i o n 1 2 . 1 に定める事由
の一が生じたことにより、代替決済方法によ
り決済されるべき清算約定又はリストラク
チャリングについてクレジットイベント発生
発表が生じた後、当事者がクレジットイベ
ント通知を行ったことにより事由発生決定日
が生じ、かつISDAクレジットデリバティブ
定義集S e c t i o n 1 2 . 1 に定める事由
の一が生じたことにより、代替決済方法によ
り決済されるべき清算約定をいう。

じたことにより、代替決済方法により決済されるべき2003年版清算約定をいう。

(2) 「関連引渡可能債務」とは、決済目的参加者取引(次項第1号cにおいて定義する。)において、当該決済目的参加者取引の内容に従って対応買方参加者から対応売方参加者に引渡が行われるべき引渡可能債務をいう。

2 (略)

3 決済目的参加者取引等の内容

(1) 決済目的参加者取引は清算約定とみなすものとし、その内容は、次に定めるとおりとする。

a 決済目的参加者取引には本業務方法書等、ISDA基本契約及びISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版清算約定については、ISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版))(いずれについても本業務方法書等によって修正後のものをいう。以下本別表において同じ。)が適用されるものとし、本業務方法書等の準拠法に関する規定その他の清算約定に適用される規定並びにISDA基本契約及びISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版清算約定については、ISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版))の各条項は、決済目的参加者取引の内容を構成する。当該適用にあたり必要な読替えは、当社が公示により定める。

b～h (略)

i 引渡可能債務は、ISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版清算約定については、ISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版))における引渡可能債務のうち、適用があるものは、関連参照組織について

(2) 「関連引渡可能債務」とは、決済目的参加者取引において、当該決済目的参加者取引の内容に従って対応買方参加者から対応売方参加者に引渡が行われるべき引渡可能債務をいう。

2 (略)

3 決済目的参加者取引等の内容

(1) 決済目的参加者取引は清算約定とみなすものとし、その内容は、次に定めるとおりとする。

a 決済目的参加者取引には本業務方法書等、ISDA基本契約及びISDAクレジットデリバティブ定義集が適用されるものとし、本業務方法書等の準拠法に関する規定その他の清算約定に適用される規定並びにISDA基本契約及びISDAクレジットデリバティブ定義集の各条項は、決済目的参加者取引の内容を構成する。当該適用にあたり必要な読替えは、当社が公示により定める。

b～h (略)

i ISDAクレジットデリバティブ定義集における引渡可能債務のうち、適用があるものは、関連参照組織についてISDAがそのウェブサイトで最終リストを公表した場合、当該最終リストに含まれている各引渡可能債務をい

I S D Aがそのウェブサイトで最終リストを公表した場合、当該最終リストに含まれている各引渡可能債務をいい、その他の場合には、決済目的参加者取引の内容に基づき定められる引渡可能債務をいう。

j・k (略)

1 ローンである引渡可能債務に係る現物決済期間及び買方参加者が当社に対し（あるいは、当社が売方参加者に対し）従前引渡可能債務の代わりにアセットパッケージを引き渡したい旨を通知した場合についての現物決済期間は、それぞれ30営業日とし、その他の場合の現物決済期間は、決済目的参加者取引の内容に基づき決定するものとする。

m (略)

(2) (略)

4 対応ペア間の指定及び通知

(1) 対応ペアに関する決済目的買方参加者取引について、I S D Aクレジットデリバティブ定義集（本業務方法書等によって修正後のものをいう。以下本別紙において同じ。）

S e c t i o n 1 1 . 2 (c) (i v) (2 0 0 3 年 版 清 算 約 定 に つ い て は 、 I S D A クレジットデリバティブ定義集（2003年版）

S e c t i o n 9 . 2 (c) (i v)) に基づき、当社は、指定人として、当該対応ペアの対応売方参加者を被指定人と指定し、次の行為を行わせるものとする。この場合において、I S D Aクレジットデリバティブ定義集

S e c t i o n 1 1 . 2 (c) (i v) (2 0 0 3 年 版 清 算 約 定 に つ い て は 、 I S D A クレジットデリバティブ定義集（2003年版）

S e c t i o n 9 . 2 (c) (i v)) の規定にかかわらず、本号の規定により指定を受ける当該対応売方参加者は、当社の関係会社（I S D A基本契約に規定するA f f i

い、その他の場合には、決済目的参加者取引の内容に基づき定められる引渡可能債務をいう。

j・k (略)

1 ローンである引渡可能債務について、現物決済期間は、30営業日とし、その他の場合には、決済目的参加者取引の内容に基づき決定するものとする。

m (略)

(2) (略)

4 対応ペア間の指定及び通知

(1) 対応ペアに関する決済目的買方参加者取引について、I S D Aクレジットデリバティブ定義集（本業務方法書等によって修正後のものをいう。以下本別紙において同じ。）

S e c t i o n 9 . 2 (c) (i v) に基づき、当社は、指定人として、当該対応ペアの対応売方参加者を被指定人と指定し、次の

行為を行わせるものとする。この場合において、I S D Aクレジットデリバティブ定義集

S e c t i o n 9 . 2 (c) (i v) の規定にかかわらず、本号の規定により指定を受ける当該対応売方参加者は、当社の関係会社

（I S D A基本契約に規定するA f f i l i a t e sをいう。第3号において同じ。）であることを要しないものとする。

l i a t e sをいう。第3号において同じ。)であることを要しないものとする。

a～c (略)

(2) (略)

(3) 対応ペアに関する決済目的売方参加者取引について、ISDAクレジットデリバティブ定義集Section 11.2(c)(iv)(2003年版清算約定については、ISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版)Section 9.2(c)(iv))に基づき、当社は指定人として、当該対応ペアの対応買方参加者を被指定人と指定し、次の行為を行わせるものとする。この場合において、ISDAクレジットデリバティブ定義集Section 11.2(c)(iv)(2003年版清算約定については、ISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版)Section 9.2(c)(iv))の規定にかかわらず、本号の規定により指定を受ける当該対応買方参加者は、当社の関係会社であることを要しないものとする。

a～c (略)

(4)～(8) (略)

5 対応ペア間における現物決済

(1) 自己対応ペアを除く各対応ペア及びその対応金額について、関連引渡可能債務の引渡し及び現物決済金額の支払いは、次のとおり行うものとする。

a 対応買方参加者は、当社に対して対応金額以上の関連引渡可能債務を対応売方参加者に引き渡す準備が整ったことを通知する。

b～d (略)

e 上記dの通知を受けた場合、対応買方参加者は、当該対応金額以上の関連引渡可能債務を対応売方参加者に引き渡す。

f 対応売方参加者は、関連引渡可能債務の引渡しを受けた場合、当社が定める様式により、引

a～c (略)

(2) (略)

(3) 対応ペアに関する決済目的売方参加者取引について、ISDAクレジットデリバティブ定義集Section 9.2(c)(iv)に基づき、当社は指定人として、当該対応ペアの対応買方参加者を被指定人と指定し、次の行為を行わせるものとする。この場合において、ISDAクレジットデリバティブ定義集Section 9.2(c)(iv)の規定にかかわらず、本号の規定により指定を受ける当該対応買方参加者は、当社の関係会社であることを要しないものとする。

a～c (略)

(4)～(8) (略)

5 対応ペア間における現物決済

(1) 自己対応ペアを除く各対応ペア及びその対応金額について、関連引渡可能債務の引渡し及び現物決済金額の支払いは、次のとおり行うものとする。

a 対応買方参加者は、当社に対して対応金額以上の関連引渡債務を対応売方参加者に引き渡す準備が整ったことを通知する。

b～d (略)

e 上記dの通知を受けた場合、対応買方参加者は、当該対応金額以上の関連引渡債務を対応売方参加者に引き渡す。

f 対応売方参加者は、関連引渡債務の引渡しを受けた場合、当社が定める様式により、引渡し

渡しが完了したこと、及び仮に当該関連引渡可能債務が対応金額未満であった場合には、当該関連引渡可能債務の対応金額に対する割合（以下「引渡割合」という。）を通知する。

g (略)

h 対応買方参加者が、上記eに従って、当社が公示により定める期間（以下「引渡期間」という。）内に対応金額以上の関連引渡可能債務の引渡しを行わなかった場合、対応売方参加者は、当社に対して、当該対応金額についての現物決済金額から、その引渡割合に相当する金額を減額した金額の返還を求めることができる。当社は、かかる金額について、利息を付さずに対応売方参加者に返還するものとする。

(2) 本項に定める手続は、引渡期間内に引渡しが行われなかった関連引渡可能債務について繰り返し行われる。また、清算参加者が、複数の決済目的参加者取引の当事者である場合には、当該決済目的参加者取引ごとに、個別に行われるものとする。

6 (略)

7 現物決済金額の不払い

(1) ~ (3) (略)

(4) 対応買方参加者は、当社に対して、決済目的買方参加者取引を現金にて決済するよう請求するために書面による通知を送付することができる。かかる通知を当社が対応買方参加者から受領した場合、当該決済目的買方参加者取引における不払現物決済金額に対応する引渡可能債務について、ISDAクレジットデリバティブ定義集 Section 9.6 (2003年版清算約定) については、ISDAクレジットデリバティブ定義集 (2003年版) Section 9.8 が定める条件に基づく当社と当該対応買方参加者間の現金決済が適用されるものとする。かかる目的において、引渡し未了の引渡可能債務を引渡

が完了したこと、及び仮に当該関連引渡債務が対応金額未満であった場合には、当該関連引渡債務の対応金額に対する割合（以下「引渡割合」という。）を通知する。

g (略)

h 対応買方参加者が、上記eに従って、当社が公示により定める期間（以下「引渡期間」という。）内に対応金額以上の関連引渡債務の引渡しを行わなかった場合、対応売方参加者は、当社に対して、当該対応金額についての現物決済金額から、その引渡割合に相当する金額を減額した金額の返還を求めることができる。当社は、かかる金額について、利息を付さずに対応売方参加者に返還するものとする。

(2) 本項に定める手続は、引渡期間内に引渡しが行われなかった関連引渡債務について繰り返し行われる。また、清算参加者が、複数の決済目的参加者取引の当事者である場合には、当該決済目的参加者取引ごとに、個別に行われるものとする。

6 (略)

7 現物決済金額の不払い

(1) ~ (3) (略)

(4) 対応買方参加者は、当社に対して、決済目的買方参加者取引を現金にて決済するよう請求するために書面による通知を送付することができる。かかる通知を当社が対応買方参加者から受領した場合、当該決済目的買方参加者取引における不払現物決済金額に対応する引渡可能債務について、ISDAクレジットデリバティブ定義集 Section 9.8 が定める条件に基づく当社と当該対応買方参加者間の現金決済が適用されるものとする。かかる目的において、引渡し未了の引渡可能債務を引渡不能債務と、対応買方参加者が本号に基づく通知を当社に対して行った日を最終現物決済可能日とみなし、インディカ

不能債務と、対応買方参加者が本号に基づく通知を当社に対して行った日を最終現物決済可能日とみなし、インディカティブ・クォーテーションは適用しないものとし、かつ対応買方参加者が計算代理人となるものとする。当社及び対応買方参加者は、本号の規定に基づき、現金決済により決済目的買方参加者取引の決済を行うものとし、この場合においては、第4項を適用しない。

8 現金決済の特則

(1) 次のいずれかの理由により、対応買方参加者が、現物決済通知又は現物決済修正通知で指定した引渡可能債務を、対応ペアの対応売方参加者に引き渡すことができない場合、当該対応ペアに関連する決済目的買方参加者取引及び決済目的売方参加者取引の双方について、ISDAクレジットデリバティブ定義集 Section 9.1 (2003年版清算約定については、ISDAクレジットデリバティブ定義集 (2003年版) Section 9.3) が定める当事者の支配の範囲を超えた違法事由又は履行不能事由が生じたものとみなされる。対応買方参加者はかかる違法事由又は履行不能事由とみなされる原因となった事由を合理的な限度で詳細に記載した通知を対応売方参加者及び当社に対して交付するものとする。

a・b (略)

(2) 前号に基づき対応買方参加者から当社に対して通知が行われた場合、ISDAクレジットデリバティブ定義集 Section 9.6 (2003年版清算約定については、ISDAクレジットデリバティブ定義集 (2003年版) Section 9.8) が定める条件に基づく現金決済が、当該対応ペアに関する決済目的買方参加者取引及び決済目的売方参加者取引の双方に適用されるものとする。かかる目的において、対応買方

ティブ・クォーテーションは適用しないものとし、かつ対応買方参加者が計算代理人となるものとする。当社及び対応買方参加者は、本号の規定に基づき、現金決済により決済目的買方参加者取引の決済を行うものとし、この場合においては、第4項を適用しない。

8 現金決済の特則

(1) 次のいずれかの理由により、対応買方参加者が、現物決済通知又は現物決済修正通知で指定した引渡可能債務を、対応ペアの対応売方参加者に引き渡すことができない場合、当該対応ペアに関連する決済目的買方参加者取引及び決済目的売方参加者取引の双方について、ISDAクレジットデリバティブ定義集 Section 9.3 が定める当事者の支配の範囲を超えた違法事由又は履行不能事由が生じたものとみなされる。対応買方参加者はかかる違法事由又は履行不能事由とみなされる原因となった事由を合理的な限度で詳細に記載した通知を対応売方参加者及び当社に対して交付するものとする。

a・b (略)

(2) 前号に基づき対応買方参加者から当社に対して通知が行われた場合、ISDAクレジットデリバティブ定義集 Section 9.8 が定める条件に基づく現金決済が、当該対応ペアに関する決済目的買方参加者取引及び決済目的売方参加者取引の双方に適用されるものとする。かかる目的において、対応買方参加者が引き渡すことができなかった引渡可能債務を引渡不能債務と、対応買方参加者が前号に基づく通知を当社に対し

参加者が引き渡すことができなかつた引渡可能債務を引渡不能債務と、対応買方参加者が前号に基づく通知を当社に対して行った日を最終現物決済可能日とみなし、同号bが適用される場合にはインディカティブ・クォーテーションは適用しないものとし、かつ対応買方参加者が計算代理人となるものとする。当社及び対応買方参加者は、本号の規定に基づき、現金決済により決済目的買方参加者取引の決済を行うものとし、当社及び対応売方参加者は現金決済により決済目的売方参加者取引の決済を行うものとする。

9 引渡可能債務に関する紛争

(1) ~ (5) (略)

(6) 第1号に基づき異議の申立てが行われた債務に関連する限り、決済に関する時限、決済に関する権利及び救済手段（ISDAクレジットデリバティブ定義集Section 9.7及びSection 9.10（2003年版清算約定については、ISDAクレジットデリバティブ定義集（2003年版）Section 9.9及びSection 9.8）に基づくものを含むが、これらに限らない。）及び決済に関して適用される制限は、当該異議が最初に申し立てられた日から、当該債務が決済目的参加者取引における引渡可能債務に該当するか否かについてのISDA決定委員会又はJSCC決定委員会による決定の発表が行われる日までの期間停止される。ただし、当該引渡可能債務の引渡日時点で当該決済目的参加者取引に適用ある引渡可能債務の最終リストにおいて、当該債務が引渡可能債務であると記載されている場合は、この限りではない。

10・11 (略)

様式第3号 清算受託契約の様式

CDS 清算受託契約書

て行った日を最終現物決済可能日とみなし、同号bが適用される場合にはインディカティブ・クォーテーションは適用しないものとし、かつ対応買方参加者が計算代理人となるものとする。当社及び対応買方参加者は、本号の規定に基づき、現金決済により決済目的買方参加者取引の決済を行うものとし、当社及び対応売方参加者は現金決済により決済目的売方参加者取引の決済を行うものとする。

9 引渡可能債務に関する紛争

(1) ~ (5) (略)

(6) 第1号に基づき異議の申立てが行われた債務に関連する限り、決済に関する時限、決済に関する権利及び救済手段（ISDAクレジットデリバティブ定義集Section 9.9及びSection 9.10に基づくものを含むが、これらに限らない。）及び決済に関して適用される制限は、当該異議が最初に申し立てられた日から、当該債務が決済目的参加者取引における引渡可能債務に該当するか否かについてのISDA決定委員会又はJSCC決定委員会による決定の発表が行われる日までの期間停止される。ただし、当該引渡可能債務の引渡日時点で当該決済目的参加者取引に適用ある引渡可能債務の最終リストにおいて、当該債務が引渡可能債務であると記載されている場合は、この限りではない。

10・11 (略)

様式第3号 清算受託契約の様式

CDS 清算受託契約書

(定義)

第2条 本契約において使用する用語は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及び業務方法書等において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) (略)

(9) 「アセットパッケージ通知」とは、ISDAクレジットデリバティブ定義集 Section 8.2の規定に従い買い手が売り手に対して行うべきアセットパッケージに関する通知をいう。

(クレジットイベント決済)

第28条 乙は、クレジットイベントのうちリストラクチャリングの発生が決定された参照組織（又はそのオブリゲーション）を対象とする2003年版清算約定である委託清算約定についてクレジットイベント通知を行う場合には、甲に対して、甲が定める日時までに、甲の定める方法により、クレジットイベント通知の指図をしなければならない。

2 (略)

3 甲は、2003年版清算約定である委託清算約定についてクリアリング機構からクレジットイベント通知を受けた場合には、速やかに、その旨を乙に通知するものとする。

4 前3項の規定は現物決済通知、現物決済修正通知及びアセットパッケージ通知に準用する。この場合、第1項の「クレジットイベントのうちリストラクチャリングの発生が決定された参照組織（又はそのオブリゲーション）を対象とする2003年版清算約定である委託清算約定についてクレジットイベント通知を行う場合」を「現物決済通知を行う場合」、「現物決済修正

(定義)

第2条 本契約において使用する用語は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及び業務方法書等において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) (略)

(新設)

(クレジットイベント決済)

第28条 乙は、クレジットイベントのうちリストラクチャリングの発生が決定された参照組織（又はそのオブリゲーション）を対象とする委託清算約定についてクレジットイベント通知を行う場合には、甲に対して、甲が定める日時までに、甲の定める方法により、クレジットイベント通知の指図をしなければならない。

2 (略)

3 甲は、委託清算約定についてクリアリング機構からクレジットイベント通知を受けた場合には、速やかに、その旨を乙に通知するものとする。

4 前3項の規定は現物決済通知及び現物決済修正通知に準用する。この場合、「クレジットイベント通知」を「現物決済通知」又は「現物決済修正通知」に読み替えるものとする。

通知を行う場合」又は「アセットパッケージ通知を行う場合」に読み替えるものとし、また、その他の部分の「クレジットイベント通知」を「現物決済通知」、「現物決済修正通知」又は「アセットパッケージ通知」に読み替えるものとする。

J S C C 決定委員会規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(委員会の権限)</p> <p>第4条 委員会の権限事項は次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) クレジットイベントの発生の決定に関する事項</p> <p>a 清算約定に関し、クレジットイベントバックストップ日（東京時間により決定する。）以降かつ延期日（東京時間により決定する。）以前に公開情報のあるクレジットイベントが発生したか否かを決定すること（<u>当該清算約定の規定に従い当該クレジットイベントの発生時を決定することを含む。</u>）。また、公開情報のあるクレジットイベントが発生したことを決定した場合には、事由発生決定日を決定すること（事由発生決定日は、委員会が通知交付期間中又は放棄後追加期間中（<u>2003年版清算約定については通知交付期間の最終日以前（取引日より前を含む。）</u>）に、本事項について決議することを要請する依頼を受け、<u>当該クレジットイベントに係る公開情報を保有した最初の日とするものとする。</u>）。ただし、<u>2003年版清算約定に係るリストラクチャリング</u>についての事由発生決定日は、行使締切日以前に通知当事者が他方当事者にクレジットイベント通知を交付した場合にのみ生じたものとされる。</p> <p>b 上記aの審議事項が委員会に提示された場合において、当該提示をした者から、クレジットイベント通知又は公開情報の通知に含まれるべき事実や情報について合理的な範囲で詳細な説明があったときは、<u>ISDAクレジットデリバティブ定義集Section</u></p>	<p>(委員会の権限)</p> <p>第4条 委員会の権限事項は次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) クレジットイベントの発生の決定に関する事項</p> <p>a 清算約定に関し、クレジットイベントバックストップ日（東京時間により決定する。）以降かつ延期日（東京時間により決定する。）以前に公開情報のあるクレジットイベントが発生したか否かを決定すること。また、公開情報のあるクレジットイベントが発生したことを決定した場合には、事由発生決定日を決定すること（事由発生決定日は、委員会が通知交付期間の最終日以前（取引日より前を含む。）に、本事項について決議することを要請する依頼を受け、公開情報を保有した最初の日とするものとする。）。ただし、リストラクチャリングについての事由発生決定日は、行使締切日以前に通知当事者が他方当事者にクレジットイベント通知を交付した場合にのみ生じたものとされる。</p> <p>b 上記aの審議事項が委員会に提示された場合において、当該提示をした者から、クレジットイベント通知又は公開情報の通知に含まれるべき事実や情報について合理的な範囲で詳細な説明があったときは、ISDAクレジットデリバティブ定義集Section</p>

1. 3 9 (2 0 0 3 年版清算約定については、ISDAクレジットデリバティブ定義集 (2 0 0 3 年版) Section 1. 2 3) の規定によりクレジットイベントバックストップ日を決定する目的のみのために、すべての清算約定について、通知当事者から他方当事者へクレジットイベント通知及び公開情報の通知の交付があったものとみなされるものとする。

(2) 承継者及び承継日 (2 0 0 3 年版清算約定については、承継事由) の決定に関する事項

- a 清算約定に関し、その参照組織について承継者及び承継日 (2 0 0 3 年版清算約定については、承継事由) が発生したか否かを決定すること。また、2 0 0 3 年版清算約定については承継事由が発生したことを決定した場合には、当該承継事由が法的に有効となった日及び承継者の特定に関して決定すること。ただし、これらの決定は、委員会が当該決定を行うのに十分な情報を入手可能である場合にのみ行われるものとする。
- b 上記 a の審議事項が委員会に提示された場合において、当該提示をした者から、承継者通知 (2 0 0 3 年版清算約定については、承継事由通知) に含まれるべき事実について合理的な範囲で詳細な説明があったときは、ISDAクレジットデリバティブ定義集 Section 2. 2 (k) (2 0 0 3 年版清算約定については、ISDAクレジットデリバティブ定義集 Section 2. 2 (i)) の規定により承継者バックストップ日 (2 0 0 3 年版清算約定については、承継事由バックストップ日) を決定する目的のみのために、すべての清算約定について、一方当事者から他方当事者へ承継者通知 (2 0 0 3 年版清算

n 1. 2 3 の規定によりクレジットイベントバックストップ日を決定する目的のみのために、すべての清算約定について、通知当事者から他方当事者へクレジットイベント通知及び公開情報の通知の交付があったものとみなされるものとする。

(2) 承継事由 の決定に関する事項

- a 清算約定に関し、その参照組織について承継事由 が発生したか否かを決定すること。また、承継事由が発生したことを決定した場合には、当該承継事由が法的に有効となった日及び承継者の特定に関して決定すること。ただし、これらの決定は、委員会が当該決定を行うのに十分な情報を入手可能である場合にのみ行われるものとする。
- b 上記 a の審議事項が委員会に提示された場合において、当該提示をした者から、承継事由通知 に含まれるべき事実について合理的な範囲で詳細な説明があったときは、ISDAクレジットデリバティブ定義集 Section 2. 2 (i) の規定により承継事由バックストップ日を決定する目的のみのために、すべての清算約定について、一方当事者から他方当事者へ承継事由通知 の交付があったものとみなされるものとする。

<p>約定については、<u>承継事由通知</u>の交付があったものとみなされるものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年9月22日から施行する。</p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
---	-----------------------------------

CDS 清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(破綻処理入札に関する基本的事項)</p> <p>第10条 当社は、破綻管理委員会の助言に基づき、次に定める要領により破綻処理入札を実施するものとする。</p> <p>(1) 破綻処理清算約定(次に掲げるものを除く。)に相当するCDS取引及び損失回避取引の反対清算約定となるべきCDS取引(当社が売り手であるか又は買い手であるかの別を除くほか、損失回避取引とその内容を同一とするCDS取引をいう。)について、その銘柄ごとに、当社のポジションが売超となる場合(当社が売り手であるCDS取引の想定元本の総額が、当社が買い手であるCDS取引の想定元本の総額を上回る場合をいう。)には、当社を売り手とし、その売超額(当社が売り手であるCDS取引の想定元本の総額から当社が買い手であるCDS取引の想定元本の総額を控除した額をいう。)を想定元本とするCDS取引を入札対象取引とし、当社のポジションが買超となる場合(当社が買い手であるCDS取引の想定元本の総額が、当社が売り手であるCDS取引の想定元本の総額を上回る場合をいう。)には、当社を買い手とし、その買超額(当社が買い手であるCDS取引の想定元本の総額から当社が売り手であるCDS取引の想定元本の総額を控除した額をいう。)を想定元本とするCDS取引を入札対象取引とする。ただし、当社は、CDS取引の状況その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、これと異なる入札対象取引を設定することができる。</p> <p>a (略)</p> <p>b 破綻処理入札の実施までに業務方法書第81条の規定によりクレジットイベント(2</p>	<p>(破綻処理入札に関する基本的事項)</p> <p>第10条 当社は、破綻管理委員会の助言に基づき、次に定める要領により破綻処理入札を実施するものとする。</p> <p>(1) 破綻処理清算約定(次に掲げるものを除く。)に相当するCDS取引及び損失回避取引の反対清算約定となるべきCDS取引(当社が売り手であるか又は買い手であるかの別を除くほか、損失回避取引とその内容を同一とするCDS取引をいう。)について、その銘柄ごとに、当社のポジションが売超となる場合(当社が売り手であるCDS取引の想定元本の総額が、当社が買い手であるCDS取引の想定元本の総額を上回る場合をいう。)には、当社を売り手とし、その売超額(当社が売り手であるCDS取引の想定元本の総額から当社が買い手であるCDS取引の想定元本の総額を控除した額をいう。)を想定元本とするCDS取引を入札対象取引とし、当社のポジションが買超となる場合(当社が買い手であるCDS取引の想定元本の総額が、当社が売り手であるCDS取引の想定元本の総額を上回る場合をいう。)には、当社を買い手とし、その買超額(当社が買い手であるCDS取引の想定元本の総額から当社が売り手であるCDS取引の想定元本の総額を控除した額をいう。)を想定元本とするCDS取引を入札対象取引とする。ただし、当社は、CDS取引の状況その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、これと異なる入札対象取引を設定することができる。</p> <p>a (略)</p> <p>b 破綻処理入札の実施までに業務方法書第81条の規定によりクレジットイベント(バ</p>

003年版清算約定である破綻処理清算約定にあつては、バנקラプシー又は支払不履行に限る。)の発生が決定された参照組織を対象とするもの

- c 2003年版清算約定であつて、かつ、破綻処理入札の実施までに業務方法書第81条の規定によりクレジットイベント(リストラクチャリングに限る。)の発生が決定された参照組織を対象とするもののうち、その反対清算約定の当事者である清算参加者が業務方法書第83条の規定により当社にクレジットイベント通知を行ったもの

(2) (略)

(3) 第1号の規定にかかわらず、破綻処理清算約定の反対清算約定又は損失回避取引の参照組織について、業務方法書第81条の規定によりクレジットイベントの発生が決定され、又は業務方法書第84条の規定により承継日等が決定された場合には、入札対象取引の内容もこれらの決定の内容に応じて調整されるものとする。

(4) (略)

2・3 (略)

付 則

この改正規定は、平成26年9月22日から施行する。

ンクラプシー又は支払不履行に限る。)の発生が決定された参照組織を対象とするもの

- c 破綻処理入札の実施までに業務方法書第81条の規定によりクレジットイベント(リストラクチャリングに限る。)の発生が決定された参照組織を対象とするもののうち、その反対清算約定の当事者である清算参加者が業務方法書第83条の規定により当社にクレジットイベント通知を行ったもの

(2) (略)

(3) 第1号の規定にかかわらず、破綻処理清算約定の反対清算約定又は損失回避取引の参照組織について、業務方法書第81条の規定によりクレジットイベントの発生が決定され、又は業務方法書第84条の規定により承継事由の発生が決定された場合には、入札対象取引の内容もこれらの決定の内容に応じて調整されるものとする。

(4) (略)

2・3 (略)

CDSリスク管理委員会に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(諮問事項)</p> <p>第4条 当社は、業務方法書第122条第1項の規定によるもののほか、次に掲げる事項について決定を行おうとする場合には、委員会に諮問を行い、その意見を尊重するものとする。ただし、当該決定の内容が軽微なものである場合には、この限りでない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 業務方法書の取扱い別表2第1項bに規定するリスク管理の観点から必要と認めること</u></p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年9月22日から施行する。</p>	<p>(諮問事項)</p> <p>第4条 当社は、業務方法書第122条第1項の規定によるもののほか、次に掲げる事項について決定を行おうとする場合には、委員会に諮問を行い、その意見を尊重するものとする。ただし、当該決定の内容が軽微なものである場合には、この限りでない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p>